

12月20日(土)オープン予定

シーズン券の予約は12月1日(月)開始!

皆さまのご来場を
お待ちしております!

- シーズン券
 - 小人(小学生以下) 1万1千円
 - 中人(中学生) 1万3千円
 - 大人(高校生以上) 2万円

購入例

小学3年生の子ども、中学2年生の子どもとお母さんが購入したとき
 11,000円(小人) + 13,000円(中人) + 20,000円(大人) = **44,000円**
 割引額は、44,000円×20% = **8,800円**
 支払額は、44,000円 - 8,800円 = **35,200円**

◎申込み・問い合わせ先

【スキー場オープン前】
 経済課商工水産係

内線224・225

【スキー場オープン後】
 望洋台スキー場

TEL 56-2244

「望洋台スキー場」
営業時間の変更について

■スキー場の営業時間が次のとおり変更になりますので、お間違えのないようお願いいたします。

期 間	営業時間
12月20日(予定)~12月30日	9:00~17:00
12月31日	9:00~12:00
1月1日	休 業
1月2日~1月5日	9:00~17:00
1月6日(ナイター開始予定) ~2月17日前後	9:00~20:45
2月17日前後~2月28日	12:00~20:45

※ナイター営業は、月曜日、金曜日となります。(土、日、祝日は営業しません。)

◎問い合わせ先

経済課商工水産係
 内線224・225

税に関するお知らせ

■12月は町税等の「収納強調月間」です

町では、12月を町税や使用料等の「収納強調月間」として、未納となっている方への電話での督促や個別にお伺いするなどし、町の収入確保に全庁的な取り組みを行います。

■町税、各種使用料等の完納にご協力を!

年々、国からの地方交付税が減らされ、町財政もますます厳しさを増している状況の中で、町民の皆様から納めていただいている町税や各種使用料等は、本町の基幹産業の振興や快適な生活環境の整備など、町民の福祉向上の実現に向けた各種事業を推進するうえで、欠かすことのできない貴重な財源となっております。町税等を完納されている町民の方々との負担の公平性を保つうえでも、滞納をこれ以上増やすことのないよう、今一度、納付状況を確認のうえ、完納に向けたご理解とご協力をお願いいたします。

■平成21年10月より公的年金から住民税が特別徴収されます

平成21年10月以降に支払われる老齢等年金給付について特別徴収制度が導入されます。現在口座振替や納付書でお支払いいただいている住民税が、老齢基礎年金等の公的年金から差し引かれます。(個人住民税を納付書や口座振替で納付する方法を普通徴収といいます。)

対象となる方は、65歳以上の公的年金等の受給者(当該年度の初日に老齢基礎年金等を受けている方)で、個人住民税の納付義務者です。

ただし、年金等の給付額が18万円未満の場合や特別徴収税額が年金給付額の年額を超える場合は対象となりません。住民税額確定のために必要な申告は3月15日までとなっています。忘れずに期限までに申告をしてください。

◎問い合わせ先

財政課税務係

内線216・217

※財政課税務係では、町税の納入に関する相談をいつでもお受けしております。